

福津市外国語指導助手配置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

福津市外国語指導助手配置業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

児童・生徒が外国語の自然な音声や所作表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養うとともに、多文化理解や語学への動機づけを行うための外国語指導助手を配置する業務の委託業者を選定するにあたって、必要な事項を定めるもの。

第2 業務概要

- 1 業務名 福津市外国語指導助手配置業務
- 2 業務内容 福津市外国語指導助手配置業務仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 その他

この業務に係る委託料上限額は3年間で総額118,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。業務委託料の積算にあつては、その範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市教育委員会教育部学校教育課教育指導係

電話 0940-62-5090

FAX 0940-43-9004

E-mail gakko@city.fukutsu.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、福津市指名停止措置要綱（平成17年福津市告示第6号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。ただし、福津市

一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 自治体において、外国語指導助手5名以上の外国語指導実績が3年以内に3件以上あること（複数年度の委託実績は1年度につき1件とする）

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出期限 令和8年10月21日（水）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 電話連絡の上、メールにより提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年10月22日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書により通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年11月6日（金）まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 電話連絡の上、メールにより提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年11月17日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。また、本プロポーザルでは提出する書類及びプロポーザルにおいて、会社名が特定できないようにすること。

- (1) 会社について
 - ・会社概要（経営基本理念を含む）
 - ・業務の実績
- (2) 業務に係る体制について
 - ・業務執行体制・法令順守・管理体制（会社としての体制、コーディネーターの役割）
 - ・危機管理体制（事故、欠員、緊急時の連絡体制等）及び個人情報保護
- (3) 業務内容について
 - ・A L Tの採用基準（基準、条件、方法、体制等）
 - ・A L Tの研修（内容、方法、体制等）
 - ・具体的な業務の実施内容、方法
- (4) カリキュラムやA L Tの活用について
 - ・カリキュラムや教材
 - ・A L Tの効果的な活用
- (5) 独自の提案事項
 - ・A L Tの活用による今後の英語力向上が見込める提案等

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式2）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
- (2) 業務に係る事業費積算内訳
 - ※総額は税抜き金額と税込み金額がわかるようにし、月単価（税抜き）×36月として記載のこと
 - ※各項目（人件費・業務管理費）の内訳を明らかにすること
- (3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) A 4（縦）横書きで作成し、片面印刷、左綴じとする。大きな図表等についてはA 3（横）を使用してもよい。
- (2) 目次及びページ番号を付与すること。
- (3) ページ数は表紙・目次を除いて20頁以内とする。
- (4) 本文の文字サイズは10.5ポイント以上とする。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年11月6日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留郵便に限る。

(4) 提出部数

- ・正本1部（A4版2穴バインダー（紙製）に閉じて提出）バインダーには社名等の記載せず、タイトル等も不要。書類には社名を記載すること。）
- ・写し7部（カラーコピー可。左上をステープラーで留めて提出すること。社名等の記載はしない。タイトルも不要。）

※必要書類の不足や内容に誤り等があった場合、提出期限内であれば、差し替えや加除等を認める。

※不足書類があった場合、不足部分は評価の対象とならない。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、福津市情報公開条例（平成17年福津市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式3）
 - イ 提出期限 令和8年11月4日（水）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び企画提案者全てに対し、メールにより回答するものとする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 仕様書の業務内容及び委託条件を満たしていない場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、福津市外国語指導助手配置業務に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止する。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価のみを行う。

オ 審査会及びヒアリング等は非公開とする。

カ プレゼンテーションに際し、パソコン、プロジェクター等の機器の使用は妨げないが、投影内容は提案した企画し提案書の内容のみとし、これらの機械を使用する場合は、事前に市教育部学校教育課（担当者）と調整を行うこと。

※機材に関しては、机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

(2) 実施日時及び場所

ア 実施日 令和8年11月13日（金）

イ 実施場所 福津市立図書館2階 研修室1

ウ 実施時間 参加資格要件確認結果通知書に記載する

(3) プレゼンテーションに関する注意事項

会社が特定できる表現をしないこととする。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 会社概要（経営基本理念を含む）
- (2) 業務の実績（過去3年間の自治体への同類似事業）
- (3) 業務執行体制・法令遵守・管理体制（労務管理、連絡・相談体制、業務マニュアル、勤務評価、学校からの要望、苦情対応等）
- (4) 危機管理体制（事故、欠員、緊急時の連絡体制等）・個人情報保護
- (5) ALTの採用基準（基準、条件、方法、体制等）
- (6) ALTの研修（内容、方法、体制等）
- (7) 具体的な業務の実施内容、方法
- (8) カリキュラムや教材
- (9) ALTの効果的な活用
- (10) 独自の提案事項

(11) 当該業務に係る経費

※(1)、(2)、(11)については、プレゼンテーションは不要とする。

4 受注候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受注候補者として特定する。

受注候補者となることのできる最低基準点を300点（500点満点中の300点）と定め、企画提案者が1者であっても、審査の結果、最低基準点以上の点数を得ることができなかった場合には、受注候補者として選定しない。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

※受注候補者以外は、匿名化する。

(2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電話連絡の上、メールにより提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年12月15日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受注候補者

(2) 評価点数

(3) 受注候補者の特定理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条第1項各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
市HPによる公募開始日	令和8年10月1日（木）
参加表明の締切日	令和8年10月21日（水）
参加資格要件確認結果通知日	令和8年10月22日（木）
質疑応答書提出期限	令和8年11月4日（水）
企画提案書提出期限	令和8年11月6日（金）
プレゼンテーション	令和8年11月13日（金）
企画提案書審査結果の通知	令和8年11月27日（金）（予定）
契約締結	令和8年12月頃（予定）※履行は4月1日から